

# 熊本県部落差別事象の発生防止 及び調査の規制に関する条例

平成7年3月16日  
条例第18号

熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例をここに公布する。  
熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)に居住していること、又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象(以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。)の発生防止について県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権の擁護に寄与するため、国及び市町村と協力して必要な啓発を行う責務を有する。

(県民及び事業者の責務)

第3条 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、みずから啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、同和地区の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第4条 知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(規制)

第5条 県の区域内に事務所若しくは事業所又は住所を有する事業者(以下「県内事業者」という。)は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、みずから調査し、又は調査を受託してはならない。

(申出)

第6条 前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第7条 知事は、県内事業者が第5条の規定に違反したときは、当該県内事業者に対し、当該違反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、県内事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、県内事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出又は説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(解釈及び運用)

第8条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条から第7条までの規定は、平成7年7月1日から施行する。